

継続	<input checked="" type="radio"/> 新規	番号	
----	-------------------------------------	----	--

## 以下、保護者記入欄

施設名	児童氏名	(平・令 年 月 日)
	申立者の児童との関係	父・ <input checked="" type="radio"/> 母・祖父・祖母・その他( )

※申込中の場合は第1希望の施設名をご記入ください。  
※児童が2人以上いる場合は、人数分ご用意ください。(コピー可)  
※母子手帳の写し等、出産(予定)日の分かる書類を添付してください。

## 出産(産前・産後)の認定にかかる申立書

令和 年 月 日

住所

氏名

令和 年 月 日に出産(予定)のため、保育を必要とする事由を「出産」として申請します。

この申請にあたり、認定期間(=出産(予定)日の2カ月後の月末まで)の満了後に、利用している保育所等を退所となっても、異議はありません。

なお、出産での認定期間終了後の予定としては、次のとおりです。

出産での認定期間終了後も、引き続き保育所等の利用を希望する予定である場合  
(次の1・2のうち該当するものに○を付けてください。)

- 1 就労 または 就学するため、保育所等の利用を希望しています。
- 2 求職活動を行うため、保育所等の利用を希望しています。

## 【重要(1・2を選択した方へ)】

- ・「出産した子」の保育の予定について、次から該当する項目にチェックしてください。  
 保育所等の利用申込予定     祖父母が保育する     母が保育しながら就労等が可能  
 勤務先の託児所を利用     その他(※具体的に記入)
- ・保育所等の利用申込は、利用希望月の前月15日(認定終了月の15日)までに、子ども保育課で申込をしてください。ただし、この申込の際には、新規の申込として改めて利用調整(入所選考)を行うため、必ずしも引き続き入所できる訳ではありません。

出産での認定期間終了後は、保育所等の利用を希望しない予定である場合  
(次の3に○を付けてください。)

- 3 保育所を退所し、家庭で保育します。

## 【重要(3を選択した方へ)】

- ・利用終了月の15日までに、保育所等へ退所届を提出してください。
- ・出産での認定期間終了後に育児休業を取得する場合は、引き続き保育の認定をすることができないため、認定期間終了をもって、現在利用している保育所等は退所となります。